

積丹町職員の懲戒処分について

下記の事案について、関係職員の懲戒処分を行いましたので公表します。

令和7年2月7日

積丹町長 松井 秀紀

記

1. 被処分者

積丹町職員 町長部局 50代女性職員

2. 処分内容

減給1月（給料月額の十分の一）

3. 事案の概要

被処分者は、令和6年9月18日から令和6年12月30日までの間に、10日と1時間、正当な理由なく欠勤を行った。

これらの行為は、地方公務員法第30条サービスの根本基準及び第35条職務に専念する義務に違反する。

4. 処分年月日

令和7年2月7日（金）